

平成 28 年 6 月 23 日

厚生労働省 年金局
企業年金国民年金基金課 御中

一般社団法人 信託協会
年金専門委員会

「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等」に関する意見

平成 28 年 5 月 27 日付で意見募集のあった「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に関する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等」に関する意見

項番	内容
1	<p>確定給付企業年金法施行規則第 84 条の 2 において、リスク分担型企業年金に加え実績連動型キャッシュバランスプランについても、運用の基本方針の作成に当たって加入者の意見を聴くために必要な措置を講じ、その措置を規約に定めることとされている。</p> <p>既存の実績連動型キャッシュバランスプランを実施する基金・事業主については追加で対応が必要となり、このような措置を講じて規約に定めるまでには相応の時間を要すると考えられるため、附則において十分な経過措置期間を設けたうえで周知・指導等につきご配慮いただきたい。</p>
2	<p>確定給付企業年金法施行規則第 46 条の 2 第 4 項において、「特別掛金額の予定償却期間の残存期間は、リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間より短い期間でなければならない。」とあるが、“より短い期間”を“以内の期間”としていただきたい。</p> <p>たとえば、同条第 2 項第 1 号では、財政再計算において後発債務が生じた場合、リスク対応掛金を特別掛金に現価ベースで振り替える取り扱いが規定されているが、リスク対応掛金と特別掛金の償却期間を同一とすることが一切できないと、掛金額ベースで振り替えることができず、安定的な掛金拠出の阻害要因となる。(特に、安定的な掛金拠出を必要とする総合型基金に影響が大きい。)</p>
3	<p>確定給付企業年金法施行規則第 25 条第 4 号において、「令第 24 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの方法により算定した額に調整率を乗じた額とする方法」と記載されている。「令第 24 条第 1 項第 4 号」を採用している場合であっても、調整率を乗じた額とする方法を採用することを認めていただきたい。</p>

以上